



平成24年8月20日

「外国人登録制度」は廃止されました。

昭和27年から続いていた外国人登録制度を廃止し、滞在3ヵ月以上の外国人を対象に「在留カード」を発行する新制度が7月9日から始まりました。平成21年に成立した改正入管難民法などに基づく制度です。

これまでは、不法滞在者でも市町村で外国人登録証を取得できましたが、新制度では、正規滞在の外国人に限って「在留カード」を交付し、住民基本台帳にも搭載するとしています。また、市町村と法務省入管管理局を専門回線で結び、入管が外国人の転居情報を一元管理することとしています。

そして、適法な滞在者の在留期間は上限を3年から5年に延長し、出国してから1年以内の再入国は許可が不要となりました。また、定住・永住者向けの「在留カード」は引き続き携帯義務があるのですが、戦前から居住する在日韓国朝鮮人ら特別永住者に発行する「特別永住者証明書」には携帯義務がなくなりました。

★「在留カード」とは

新しい在留管理制度の対象者に交付されます。
氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付されたカードのことです。



★「特別永住者証明書」とは



「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

特別永住者証明書の交付対象者は、改正された住民基本台帳法に基づき、居住市区町村で住民票が作成されますので、これまでの登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、市区町村の窓口で住民票の写しを受けることができますようになります。

「特別永住者証明書」には「有効期間」があります。

さてさて、そこで、会社の人事・労務関係はどうなるの？

会社は、外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出なければなりません。

また、外国人を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかの確認もしなければなりません。

新しい「在留カード」を見たからと言って、驚くのではなく、しっかりとその内容を検分しましょう。

★在留カードの確認ポイント

①在留カードの有無を確認

観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には在留カードは交付されません。特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

②在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認

「就労不可」の記載がある場合 → 原則雇用はできませんが③を確認する必要があります。

一部就労制限がある場合 → 制限内容をよく確認してください。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」

②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)

③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)

②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認

「就労制限なし」の記載がある場合 → 就労内容に制限はありません。

③在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認

②で「就労不可」であっても、裏面の「資格外活動許可」の欄に記載がある人は就労できます。ただし、就労時間や就労場所に制限がありますので注意が必要です。

しばらくの間(在留期間満了日又は平成27年7月8日までなど)は「外国人登録証明書」が在留カード・特別永住者証明書とみなされますので、すぐにはこれらのカードを見ることは無いのかも知れませんが、今からの心づもりが大切と存じます。